

【京丹波町】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」の内容等には、子供たちの資質・能力を育成することが求められています。

「個別最適な学び」の実現のため、一人ひとりの児童生徒の実態に応じた学習計画に基づき、児童生徒が1人1台端末を通じて、場所や個人の資質、環境にとらわれず、個々の理解度や学習ペースに合わせた学びを目指します。

「協働的な学び」の実現のため、1人1台端末を通じて他の児童生徒や地域住民と交流することにより、児童生徒が他者の多様な考えに触れ、自己の考えを広げ高める学びを目指します。

また、京丹波町では、第2期京丹波町教育振興基本計画の「学校・家庭・地域総がかりで育む子育てからひとづくりへ」を基本理念に、「京丹波町のよさを生かした京丹波町ならではの教育」を推進していきます。

この目標の実現に向けて、学校や児童生徒の実情を踏まえた上で、ICTを活用した新たな教材やアプリ、学習活動を積極的に導入し、児童生徒の資質・能力の育成を推進していきます。

2. GIGA第1期の総括

京丹波町では、令和2年度に児童生徒及び教職員に1人1台端末（タブレット＋セルラーモデル）を858台配備するとともに、セルラー通信を契約しました。これにより、児童生徒及び教職員は、1人1台端末を活用して校内及び校外でインターネットに接続できる「いつでも、どこでも、つながる」環境の構築を実現しました。

加えて、1人1台端末の導入に合わせて、各小中学校に大型液晶ディスプレイを配備しました。これにより、児童生徒が資料を投影しながら自分の考えを説明できる環境が整いました。

また、令和3年4月からはICT支援員を各校月2回程度配置し、教職員や児童生徒の学習活動のサポートを行っています。「教育ICT推進会議」を毎月1回開催し、各校の課題や良い活用事例の共有などを行っています。

一方で、タブレット端末の性能による容量不足やネットワークトラブルも見受けられたほか、学校や教職員による1人1台端末の活用頻度には差があるため、教職員の意識やICT活用指導力の更なる向上が課題となっています。また、子供たちの端末の利活用においては、デジタルリテラシーの差や、家庭環境による影響が見られ、これが学習の機会均等に影響を及ぼす可能性があります。さらに、特別な支援を要する児童生徒に

対しては、個別のニーズに応じた支援が不足していることが課題となっており、これらの児童生徒が効果的にＩＣＴを活用できるような環境整備が求められています。

3. 1人1台端末の利活用方策

本町では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図るため、以下の取り組みを通じて実現を目指します。

<1人1台端末を日常的な利活用>

本町は、1人1台端末を日常的に活用する授業づくりを進め、各教科等の学習活動の中に計画的に取り入れます。特に、児童生徒が「自ら調べる」「自らまとめる・表現する」「他者とやりとりする」「自分に合った課題に取り組む」という学びの場면을日常的に設定し、学習活動の質の向上を図ります。

(1) 児童生徒が自分で調べる場面

児童生徒が課題を把握し、必要な情報を自ら検索・収集・選択・比較しながら学ぶ場面を、授業の中に計画的に位置付けます。調べ学習、資料収集、データ確認、関連情報の比較検討などに端末を活用し、児童生徒が受け身ではなく主体的に学習に取り組むことができるようにします。

(2) 児童生徒が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面

児童生徒が、調べた内容や学習した内容を基に、自分の考えを整理し、文章、図表、スライド、動画、音声等の多様な方法でまとめ、発表・表現する場面を充実させます。端末を活用することで、児童生徒が自分に適した方法で思考を可視化し、相手にわかりやすく伝える力を育成します。

(3) 教職員と児童生徒がやりとりする場面

教職員と児童生徒との間で、学習課題の配信、提出物の回収、コメントの返却、振り返りの共有、理解状況の確認等を端末を通じて行い、双方向のやりとりを日常化します。これにより、授業中だけでなく授業前後も含めて継続的に学習支援を行い、児童生徒の学習状況に応じたきめ細かな指導につなげます。

(4) 児童生徒同士がやりとりする場面

児童生徒同士が、意見交換、共同編集、相互評価、協働での資料作成等を行う場面において端末を活用し、対話的・協働的な学びを推進します。教室内でのやりとりに加え、共有機能や共同作業機能を活用しながら、多様な考えに触れ、自分の考えを深める学習活動を充実させます。

<1人1台端末を活用した学びの保障>

本町は、1人1台端末を活用し、さまざまな事情により通常の学習参加に困難を抱える児童生徒についても、継続して学びにアクセスできる環境を整備します。そ

の際、児童生徒本人及び保護者の意向、個々の実態、支援の必要性等を十分に踏まえ、無理のない形で学習機会の確保と相談支援の充実を図ります。

(1) 希望する不登校児童生徒への支援

希望する不登校児童生徒に対しては、端末を活用して教材や課題の配信、授業の参加・視聴、学習記録の共有、教職員との連絡等を行い、学校とのつながりを保ちながら学習機会を確保します。登校の有無のみで学びが途切れることのないよう、児童生徒の状況に応じた柔軟な支援を実施します。

(2) 希望する児童生徒への端末を活用した教育相談

希望する児童生徒に対しては、端末を活用したアンケート、相談フォーム、メッセージ機能、オンライン面談等を通じて教育相談を実施し、悩みや不安を早期に把握して支援につなげます。対面による相談を基本としつつ、端末の活用によって相談しやすい環境を整え、相談機会の拡充を図ります。

(3) 外国人児童生徒に対する学習活動等の支援

外国人児童生徒に対しては、端末を活用して、日本語指導、教科内容の理解支援、視覚的資料の提示、音声や翻訳機能の活用等を行い、学習活動及び学校生活への円滑な参加を支援します。児童生徒の日本語能力や生活状況等に応じて、必要な情報にアクセスしやすい学習環境を整えます。

(4) 特別な支援を要する児童生徒の実態に応じた支援

障害のある児童生徒、病気療養中の児童生徒その他特別な支援を要する児童生徒に対しては、それぞれの実態に応じ、端末を活用して学習参加、情報保障、意思表示、課題提出、授業視聴等の支援を行います。必要に応じて、文字拡大、音声読み上げ、入力補助、視覚的支援等の機能を活用し、学びが中断されないよう配慮します。